（法令違反行為等の届出）

**第四十一条**　暗号資産交換業者は、取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第十六号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

［一～三　略］

（経由官庁）

**第四十二条**　暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該暗号資産交換業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

**第四十三条**　暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

**第四十四条**　［略］

**別紙様式第１号**（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の

氏　　名　　印

登　　録　　申　　請　　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により暗号資産交換業者の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。

（法令違反行為等の届出）

**第三十三条**　仮想通貨交換業者は、取締役等又は従業者に仮想通貨交換業に関し法令に違反する行為又は仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第十六号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（経由官庁）

**第三十四条**　仮想通貨交換業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該仮想通貨交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該仮想通貨交換業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

**第三十五条**　仮想通貨交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

**第三十六条**　［同上］

**別紙様式第１号**（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の

氏　　名　　印

登　　録　　申　　請　　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により仮想通貨交換業者の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

４．「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。